

特別徴収の実施について

【特別徴収制度とは】

個人住民税（個人市町村民税及び個人県民税）の特別徴収とは、所得税の源泉徴収と同様に、給与支払者（事業者）が、毎月従業員に支払う給与から個人住民税を徴収（天引き）し、個人住民税の納税義務者である給与所得者（従業員）に代わって給与所得者の住所地である市町に納入していただく制度です。

地方税法第321条の4及び各市町の条例の規定により、給与を支払う事業者は、原則としてすべて特別徴収義務者として個人住民税を特別徴収していただくことになっています。

前年中に給与の支払いを受けており、かつ当年の4月1日において給与の支払いを受けている従業員が特別徴収の対象となります。

これに対し、従業員本人が直接納付する方法は「普通徴収」といいます。

従業員の方にこの制度についてお知らせするためのリーフレットを同封しておりますので、ご利用ください。

【特別徴収の事務とは】

① 給与支払報告書の提出

地方税法第317条の6の規定により、所得税の源泉徴収をする義務のある給与支払者（事業者）は、毎年1月31日までに、従業員が1月1日現在住んでいる市町村に「給与支払報告書」を提出する義務があります。

年の途中で退職した従業員についても提出が必要です。

給与支払報告書提出の対象となった従業員は、【特別徴収に該当しない場合】a～dまでに該当して特別徴収の対象とならない従業員を除いて、特別徴収の対象となります。

② 特別徴収税額の通知

毎年5月中旬頃に、従業員が住んでいる市町から給与支払者（事業者）宛に「特別徴収税額決定通知書（特別徴収義務者用・納税義務者用）」が送付されますので、納税義務者用を5月31日までに従業員にお渡しください。

この時に、各従業員のその年1年分の個人住民税額と毎月の給与から天引きしていただく税額をお知らせしますので、6月に支払う給与から天引きを開始してください。なお、個人住民税の徴収期間は、原則として6月から翌年5月までの12か月間です。

③ 個人住民税の納入

給与から天引きした個人住民税の納入期限は、天引きした月の翌月10日です。従業員が住んでいる市町から送付される納入書を使い、指定された金融機関で毎月納入してください。小規模事業所については、納期の特例制度があります。

納入手数料はかかりませんが、指定金融機関以外では手数料がかかる場合があるのでご注意ください。

④ その他の手続

・退職、転勤、休職などで給与天引きができなくなる場合

「異動届出書」をその事由が発生した日の翌月10日までに従業員が住んでいる市町に提出してください。給与天引きができなくなった税額は、従業員本人が直接納付する方法（＝普通徴収）のほか、最後に支払われる給与や退職金からの天引きで全て納入する方法（＝一括徴収）により納めていただくことになります。

・中途採用や職場復帰で給与天引きを開始する場合

年度の途中から天引きを開始する場合は、「特別徴収への変更届出書」を作成し、従業員が住んでいる市町へ提出してください。市町で月々の税額を計算し給与支払者（事業者）へお知らせします。

「異動届出書」、「特別徴収への変更届出書」の用紙、事務の手引き（特別徴収のしおり）は、特別徴収税額決定通知書と一緒に送付します。

【特別徴収に該当しない場合とは】

以下のようなケースでは、特別徴収することが著しく困難なため、特別徴収の対象とならない場合があります。詳しくは各市町の個人住民税担当課へご確認ください。

- a) 退職等により翌年の給与から特別徴収することができない。
- b) 給与が毎月支給されず、不定期である。
- c) 給与の毎月支給額が少なく、個人住民税を特別徴収しきれない。
- d) 他の給与支払者において特別徴収が行われている。

上記 a から d までに該当して特別徴収の対象とならない従業員については、給与支払報告書を提出する際に市町指定の様式（普通徴収への切替理由書等）により特別徴収の対象である従業員とは区別して提出してください。これにより、上記 a から d までに該当して特別徴収の対象とならない従業員は普通徴収となります。

e L T A X（エルタックス）により給与支払報告書を提出する場合は、上記 a から d までに該当して特別徴収の対象とならない従業員についてのみ個人別明細書の普通徴収欄にチェックを入れ、摘要欄に a から d までの理由を記載していただくか

切替理由書を各市町へ提出してください。

なお、パートやアルバイトであっても原則として特別徴収をする必要があります。

【納期の特例制度とは】

特別徴収義務者は、特別徴収税額通知書により6月から翌年5月まで毎月天引きした個人住民税を翌月10日までに市町へ納入しなければならないこととされていますが、給与の支払を受ける従業員が常時10人未満の事業所等で、市町長に申請し納期の特例の承認を受けた場合には、年12回の納期を年2回とすることができます。

この制度は、特別徴収した住民税を半年分まとめて納入することができるもので、毎月の給料からの天引きは通常どおり行っていただき、預かった住民税を年2回に分けて納めてください。

納期の特例の承認を受けた場合の納入期限は、12月10日まで（6月から11月分）と翌年6月10日まで（12月分から翌年5月分）の年2回です。

【特別徴収不履行の場合には】

市町から指定を受けた特別徴収義務者が特別徴収を行わない（納入の不履行を含む。）場合、以下の処分及び罪の対象となります。

なお、納入期限を過ぎて納入した場合、延滞金が加算されることがありますが、これは特別徴収義務者（事業者）が負担するものですので、従業員から延滞金を徴収してはいけません。

① 滞納処分（地方税法第331条）

特別徴収義務者の財産に対し、調査・差押等が行われます。

② 脱税に関する罪（地方税法第324条第3項）

10年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金又はこれを併科する規定が設けられています。

また、従業員が納税証明書を取得できないなどの不利益を被ることがあります。

【特別徴収 Q&A】

Q 今まで特別徴収をしていなかったのに、なぜ、いまさら特別徴収をしないといけないのですか。

従業員数も少なく、特別徴収事務をする余裕もないのですが。

A 地方税法では、原則として、所得税を源泉徴収している事業者（給与支払者）は、従業員の個人住民税を特別徴収しなければならないこととされています。（地

方税法第321条の4及び各市町の条例の規定により、所得税の源泉徴収義務がある事業者は、個人住民税の特別徴収義務者として包括的に指定され、個人住民税を特別徴収していただくことになっています。)

新たな法令改正などがあつたのではなく、これまでも法令で定める要件に該当する事業者においては特別徴収をしていただく必要がありましたが、それが徹底されていない状況にありました。

特別徴収の義務は、法令に基づいて事業者に課せられているものですので、ご理解とご協力をお願いします。

Q 今から特別徴収に切り替えるとなれば、手間もかかります。

これをする事で何かメリットはあるのですか。

A 個人住民税の特別徴収は、所得税のように、税額を計算したり年末調整をする手間はかかりません。

税額の計算は給与支払報告書等に基づいて市町で行い、従業員ごとの個人住民税額を各市町から通知しますので、その税額を毎月の給与から徴収(天引き)し、合計額を翌月の10日までに、金融機関を通じて各市町に納めていただくこととなります。

なお、特別徴収をすると、従業員一人ひとりがわざわざ金融機関へ納税に出向く手間を省くことができます。納め忘れにより延滞金がかかる心配もありません。

さらに、普通徴収の納期が原則として年4回であるのに対し、特別徴収は年12回なので従業員(納税義務者)の1回あたりの納税額が少なくてすみます。

Q 従業員は家族だけなので、特別徴収しなくてもよいですか。

A 家族であっても特別徴収をしなければなりません。ただし、常時2人以下の家事使用人のみに給与を支払う場合は所得税の源泉徴収義務がないため、特別徴収しなくても構いません。

Q 従業員が普通徴収を希望した場合には特別徴収しなくてよいですか。

A 特別徴収義務者は、特別徴収に該当しない従業員以外の者からは特別徴収しなければなりません。よって、従業員の希望により個人住民税を納める方法を選択することはできません。